

「食材王国みやぎ 宮城旬鮮探訪」掲載事業者募集要領

1 目的

近年、食品分野の電子商取引（以下、「EC」という。）市場規模は全国的に急拡大しており、宮城県内においても、県産食品（※）事業者の多くがECサイトを立ち上げている。一方で、EC売上が伸び悩んでいる事業者も多く、ECサイトへの集客対策が喫緊の課題となっている。

そこで、県では、宮城の逸品が見つかる・買えるポータルサイト「食材王国みやぎ 宮城旬鮮探訪」を開設し、県産食品事業者が運営するECサイトのリンクや紹介情報等を取りまとめ、実需者及び消費者の集客を図ることで、県産食品販売を促進する。

※ 宮城県内で生産若しくは製造の最終工程が行われた食品、又は県内の業者が企画し、県内生産の食材を主原料として製造されたもの

2 対象事業者

「食材王国みやぎ 宮城旬鮮探訪」への掲載対象となる事業者は、次を全て満たす者とする。

- (1) 県産食品の販売を行っている者（※）。
- (2) 宮城県内に主たる事業所または製造拠点を有する者。
- (3) 主催するECサイト、電話、ファクシミリまたは電子メール等により、県産食品の受注販売を行っている者。

※ 日本標準産業分類（平成25年10月改定、平成26年4月1日施行）に規定する農業、林業、漁業、水産養殖業、食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業、飲食料品卸売業及び飲食料品小売業に係る業者並びにその他宮城県食産業振興課が認める事業者

3 費用

無料とする。ただし、当サイトの運営及び効果測定に必要な情報を、求めに応じて宮城県に無償で提供すること。

4 申込方法

別紙申込書に必要事項を入力の上、商品画像を添付して電子メールにて次のアドレスあて送付する。

申込先：s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp

宮城県農政部食産業振興課県産品販売支援班

(TEL：022-211-2815)

5 商品画像

申込書に添付する商品画像については、次を遵守すること。

- (1) 申込者が取扱う県産食品の写真とし、そのものが良く分かる明瞭な画像とする。
- (2) 添付可能な画像の枚数は1申込者あたり1枚までとする。
- (3) 画像のファイル形式は、JPEG形式とする。
- (4) 画像の解像度は350dpi以上とし、画像のサイズは640×480ピクセル以上とする。
- (5) 画像は、必要に応じてトリミングやリサイズ等の加工を行う場合がある。
- (6) 画像の内容や画質等によっては、申込者に画像の差し替えを求める場合がある。

6 掲載可否の決定

提出された申込書の内容を確認の上、サイトへの掲載可否を宮城県食産業振興課が決定し、結果を電子メールにて通知する。

7 遵守事項

掲載事業者は、次に示す事項を遵守しなければならない。

- (1) 商品についての問い合わせに関する一切については、各掲載事業者の責任において処理する。
- (2) 主催するECサイトに、公序良俗に反するホームページへのリンクを貼付しない。
- (3) 当サイトの運営及び効果測定に必要な情報を、求めに応じて宮城県に無償で提供する。

8 掲載内容の変更

掲載された内容に変更が生じた場合は、速やかに宮城県食産業振興課に申し出ること。

9 掲載の終了

各掲載事業者からの申し出または宮城県食産業振興課の判断により、両者協議の上、サイトへの掲載を終了する。

ただし、次の場合は、無条件に掲載を終了する。

- (1) 2の対象事業者該当しなくなったとき。
- (2) 7の遵守事項に違反したとき。
- (3) 各掲載事業者が反社会的な行為を行ったと判断されるとき。
- (4) 「食材王国みやぎ 宮城旬鮮探訪」のサイトが終了したとき。

10 免責事項

「食材王国みやぎ 宮城旬鮮探訪」の利用により、利用者にトラブルが発生し、あるいは損害を受けた場合にも、宮城県は一切の損害賠償その他の責任を負わないものとする。

11 補足

本要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

12 本要領に関する問合せ先

宮城県農政部食産業振興課県産品販売支援班

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1

TEL : 022-211-2815 / E-mail : s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp